

「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム利用者登録（変更・廃止）申請書」の入力例

※右部①～⑪のとおり、同申請書の「入力シート」に必要事項を入力してください。入力すると1枚目～4枚目の必要事項が自動で反映されますので、1枚目～3枚目を印刷し、3枚目に通帳印を押印の上、金融機関にご提出ください。

(4枚目は、ゆうちょ銀行を口座振替先として希望する方のみ必要です（通帳印の押印要))。

①宛先は本申請書を提出する市町名を記入。

②日付は本申請書を書いた日を記入。

③市町チェック欄は、利用したい市町全てにチェック。
 ・登録完了後、新たに市町を追加する場合、再度手続きが必要となってしまうため、全ての市町にチェックすることがオススメ。

④内容、区分は該当項目にチェック。

⑤暗証番号は自分で設定したい番号を記入。
 ・まんまるよやくにログインする際のパスワードになります。
 ・電話番号や生年月日など他人から推測できる数字は避けてください。
 ・0000 や 1111 などは選択できません。

⑥利用者又は団体代表者は以下を記入。
 ・個人登録の場合、利用者名・生年月日・連絡先・住所を記入。団体代表者名の記入は不要。
 ・団体登録の場合、団体名・団体代表者名・生年月日・連絡先・住所又は団体所在地を記入。

⑦団体担当者は、団体代表者でない者が、まんまるよやくを使用する場合のみ記入。

⑧在勤又は在学の場合は、利用者、団体代表者及び団体担当者が市内在住であれば記入不要。

⑨保護者記入欄は、利用者又は団体代表者が、15歳～17歳の場合のみ1・2枚目に保護者が必要事項を自署。押印は不要。

⑩口座振替依頼書は、利用する口座情報に関する必要事項を記入。3枚目に通帳印を押印。ゆうちょ銀行のみ4枚目にも押印。

⑪使用施設所在地は、ゆうちょ銀行のみ③の市町チェック欄でチェックをつけた市町に、○を記入。

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム利用者登録(変更・廃止)申請書

越谷市 令和7年4月1日

草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町

利用者番号: [] 確認欄: [] 免許証・保険証・その他(): []

内容区分: 新規 廃止 変更
 団体 個人 暗証番号: 8 5 0 1

利用者又は団体代表者: フリガナ トウナンブスポーツクラブ 構成人数 11人
 利用者名又は団体名 東南部スポーツクラブ
 フリガナ コシガヤ タロウ
 団体代表者名 越谷 太郎 電話 048-967-5167
 FAX 048-965-6433
 生年月日 平成3年5月27日

住所又は団体所在地 〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1

団体担当者(上記と同じ場合は記入不要): フリガナ ソウカ ハナコ 電話 048-922-0151
 氏名 草加 花子 FAX 048-922-3091
 住所 〒340-8550 草加市高砂1-1-1

在勤又は在学の場合(市内在住は記入不要): フリガナ [] 電話(勤務先又は学校の連絡先) []
 利用者又は団体代表者
 団体担当者
 勤務先名又は学校名 []
 所在地 〒 []

●利用者が登録日現在、未成年者の場合のみ記入してください。上記の利用者登録に同意します。

フリガナ [] 続柄 []
 保護者氏名 []
 住所 〒 [] 電話 []
 (利用者と住所が別の場合のみ) FAX []

口座振替(自動払込利用申込)依頼書・口座振替(自動払込利用)廃止届出書

私は、上記の市町に納付する公共施設使用料を下記の指定口座から口座振替(廃止)したいので、約定を承諾のうえ、依頼(届け出)します。

内容: 新規 廃止 電話 048-922-0151

住所 〒340-8550 草加市高砂1-1-1

フリガナ ソウカ ハナコ 3・4枚目に通帳印を押印してください

口座名義人 草加 花子

銀行・信用金庫 埼玉りそな 銀行 越谷 支店 1 普通 2 当座 通帳番号(右詰めでご記入ください)

ゆうちょ銀行 通帳記号 [] の 通帳番号(右詰めでご記入ください)

●ゆうちょ銀行での口座振替を希望する場合は、必ず使用施設の所在地に○を付けてください。

使用施設所在地	払込先加入者名	払込先口座番号	送付先	取扱種別コード	払込日	利用月の翌月 26日
草加市	草加市会計管理者	00140-5-962335				
越谷市	越谷市会計管理者	00160-4-962329				
八潮市	八潮市会計管理者	00100-9-962331				
三郷市	三郷市会計管理者	00190-7-962330				
吉川市	吉川市会計管理者	00150-2-962328				
松伏町	松伏町会計管理者	00110-0-962332				

新規 168-30 廃止 176-30

払込開始月 [] 年 [] 月 []

(施設使用欄) 受付施設名・担当者 []

約定
 (1) 当方が支払うべき納付書等が上記市町から貴店に送付されたときは、当方に通知しないで所定の振替日に当方の指定口座から払い込んでください。
 (2) 前項の手続きについては、当座約定または普通預金の約定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳及び両支払請求書の提出をいたしませんから、貴店所定の方法で処理してください。
 (3) 所定振替日に、指定預金口座の残高が納付書等記載の金額に満たないときは、当方に通知することなく、当該納付書等を返却されても異議ありません。
 (4) この扱いについて、万一紛議を生じても貴店の責によるものを除き、貴店に迷惑をかけません。

金融機関コード 支店番号 [] - []

登録者→金融機関→登録者→各市町→登録者

